

■他市との比較（議員報酬 令和4年12月31日現在）

区 分	議長（円）	副議長（円）	議員（円）
東近江市（改正前）	460,000	390,000	370,000
東近江市（改正後）	500,000	425,000	405,000
彦 根 市	534,000	454,000	405,000
長 浜 市	460,000	400,000	370,000
草 津 市	558,000	492,000	443,000
類似団体 全国同規模市の平均 （29市）	533,103	471,803	439,131
全国市議会議員の平均 （815市）	518,000	458,000	423,000
人口10～20万人未満の 市議会議員の平均 （149市）	558,000	499,000	464,000

状況などをもとに、昨今の社会経済状況を踏まえて、市議会議員の職務・職責にふさわしい報酬について議論がなされ、
●合併以降約20年間報酬改定がされていない。
●市民のニーズも多様化・複雑化している中、市民の代表として議員に対する高い質と量

の活動が求められている。
●議会改革検討委員会において、議員定数3人削減などの改革努力も伺える。
といった意見を総合的に勘案された結果、現行より議長は4万円、副議長および議員は3万5千円の増額を答申されたものです。

■他市との比較（議員定数）

市 名	人 口 (令和6年12月1日)	議員定数
東近江市	111,413	25 ⇒ 22
大津市	343,573	38
草津市	140,493	24
長浜市	112,452	22
彦根市	110,941	24
甲賀市	87,827	24
守山市	85,930	20
近江八幡市	81,916	22

市議会では、適正な議員定数などの検討を行うために、令和5年に議会改革検討委員会を設置し、県内および全国の類似市の状況を分析するとともに、議員のなり手不足や、女性・若者をはじめとする多様な議員構成について、さまざまな観点から議論を重ねてきました。
検討委員会では、適正な議員定数を検討するために、関係性

議会改革検討委員会での議論

12月議会では、議会改革の一環として市議会議員の定数を25人から22人とする議員提案による条例案を可決しました。
また、市特別職報酬等審議会からの答申を受けて提案された議員報酬を改定する条例案も可決。合併後初めて議員報酬が改定されることになりました。

合併後初めて 議員報酬改定される

議員定数を25から22へ

■東近江市議会議員定数の推移

施行年月日 (市議会議員選挙日)	定数	内 容
平成17年2月11日	71人	1市4町合併 平成17年10月31日まで 在任特例により八日市21人、 永源寺12人、五箇荘12人、 愛東12人、湖東14人
平成17年2月11日 (平成17年10月23日)	24人	平成21年10月31日までの 時限条例【5選挙区】 八日市10人、永源寺3人、 五箇荘4人、愛東3人、 湖東4人
平成18年1月1日 (平成18年1月29日)	33人	1市2町合併【7選挙区】 能登川5人、蒲生4人の9人増
平成21年3月27日 (平成21年10月18日)	26人	定数条例の制定 選挙区の廃止
平成25年6月26日 (平成25年10月20日)	25人	定数条例の改正
令和6年12月23日	22人	定数条例の改正

が深い議員報酬や政務活動費のあり方についても言及し、監視機能、住民意思の反映、政策立案など議会の役割の観点から、常任委員会の数、人口比率・推移、市の面積、二度の合併や市民感情などを踏まえ、現在の定数から3人削減し、22人とすべきとの結論に至りました。
また、議員報酬については、合併以降一度も改定されていないことから、特別職報酬等審議会の開催を求め政務活動費の改

報酬等審議会から答申

定は見送ることとし、委員会から議長に答申され、このたびの条例改正案が提出されたものです。
市議会議員の報酬額については、東近江市特別職報酬等審議会が審議され、令和6年9月に答申書が市長に提出されました。
審議会では、議会改革検討委員会からの報告および合併後の議員定数、報酬の推移、他市の

討 論 「東近江市議会議員定数条例の一部を改正する条例の制定について」



賛 成 討 論

西澤 由男 議員

令和5年度に東近江市議会改革検討委員会を設置し、適正な議員定数などについて何度も検討を行い、「現在の定数25人から3人を削減した22人とするべき」との考えに至った経過がある。

東近江市議会基本条例の中で、「議員定数の改正に当たっては、市民の意思、市政の現状及び課題並びに将来の予測及び展望を十分に考慮するものとする」とされており、近年の人口が徐々に減少する状況において、この先の持続可能な市政運営を考えれば、市民の意思はもちろんのこと、市政の現状や課題、将来予測を踏まえると、定数削減は必然であると考えている。

なお、今までと変わらず民意が十分に反映でき、また行政に対する監視能力が低下しない範囲で適切な定数を確保することと併せて、3つある常任委員会の構成やその運営に支障をきたさないことも考慮すると、この度の議会改革においては、提案された議案のとおり「議員定数を22人にすべき」とすることを妥当と考え賛成する。



反 対 討 論

山中 一志 議員

東近江市議会基本条例には、「二代表制のもと、東近江市議会は市長と緊張ある関係を保ち、独立・対等の立場において自治体の事務執行の監視及び評価を行うとともに、政策立案及び政策提言を積極的に行っていくなければならない」とある。

定数を25人から22人に削減すると、議員一人当たりの人口が4,470人から5,080人になり、議員がさらに多くの人口をカバーすることになる。

このことは、①民意が議会へ届きにくくなり、多様な民意を反映・集約し、合意形成を果たすという議会機能の低下につながる。

②定数削減は、議会が独立・対等の立場で自治体の事務執行の監視及び評価を行うという議会機能の低下につながる。

③議員負担が増え、議員のなり手不足の解消につながらない可能性がある。

以上、本改正案は議員自らが議会機能の低下を容認するものであり反対する。